

日本食・食文化の魅力発信による日本産品海外需要拡大事業実施要領

制定 平成31年 3 月29日30食産第5300号

農林水産省食料産業局長通知

一部改正 令和 2 年 3 月31日元食産第5847号

第1 目的

農林水産物・食品輸出促進対策事業実施要綱（平成28年 4 月 1 日付け27食産第5412号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）別表 1 において、事業の種類の欄にある日本食・食文化の魅力発信による日本産品海外需要拡大事業（以下「本事業」という。）は、実施要綱及び農林水産物・食品輸出促進対策事業補助金交付要綱（平成28年 4 月 1 日付け27食産第5418号農林水産事務次官依命通知。以下「交付要綱」という。）に定めるもののほか、本要領により実施するものとする。

第2 事業実施主体

- 1 実施要綱別表 1 において、事業実施主体の欄の 3 にある食料産業局長が別に定める者は、次に掲げるとおりとする。
 - （1）農林漁業者の組織する団体、商工業者の組織する団体、第三セクター、民間事業者、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人、企業組合、事業協同組合、消費生活協同組合、特殊法人、認可法人、公社及び独立行政法人
 - （2）法人格を有しない団体で食料産業局長が特に必要と認める団体（以下「特認団体」という。）
- 2 特認団体は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。
 - （1）主たる事務所の定めがあること。
 - （2）代表者の定めがあること。
 - （3）定款、組織規程、経理規程等の組織運営に関する規程があること。
 - （4）各年度ごとに事業計画、収支予算等が総会において承認されていること。
- 3 特認団体の申請をする団体は、事業実施計画（実施要綱第 5 の 1 の事業実施計画をいう。以下同じ。）を提出する際、別記様式 1 を併せて食料産業局長に提出し、その承認を受けるものとする。

第3 事業の内容等

- 1 日本食・食文化普及の人材育成支援事業
 - （1）日本食・食文化普及人材育成支援事業

海外における日本食・食文化の一層の理解深化と日本産農林水産物・食品の輸出促進に向けて、海外の外国人日本食料理人を招へいし、我が国の日本料理店等で研修させ、日本料理に関する知識及び調理技能を向上させることで、我が国の食関連事業者等が海外展開をする際に、当該外国人日本食料理人を現地のパートナーとなり得る人材へと育成するため、次に掲げるアからオまでの全ての取組を実施するものとする。

ア 研修生の選考

アジア、欧州、米州、大洋州及び中近東の地域のうち4カ国以上の国から、海外の料理学校の卒業生又は海外において日本料理の調理に従事した者であって、本事業の研修終了後は、海外において日本食料理人として日本食・食文化の普及及び日本産農林水産物・食品の魅力発信のための先導的役割を担うこと又は我が国の食関連産業の海外展開に関わることが見込まれる者を、本事業の研修生として合計13名以上選考する。

イ 研修の実施等

アで選考した研修生を招へいし、次に掲げる（ア）及び（イ）の研修を実施する。

（ア）集団研修の実施

本研修に必要な日本語の修得のほか、（イ）に掲げる研修において食品衛生管理、日本の食文化、おもてなし等に関する知識及び調理技能の修得が可能となるよう、日本料理に関する基礎的知識及び調理技能を修得するための集団研修や、我が国の先進的な食産業関連施設の現地調査等の研修を、合計して2ヶ月以上3ヶ月未満の期間で実施する。

（イ）日本料理店等での研修の実施

研修生に対して実践的な指導を行うことができる日本料理店に、6ヶ月以上10ヶ月未満の期間にわたり研修生を配属し、日本料理における食品衛生管理、日本の食文化、おもてなし等に関する知識及び調理技能を修得させるための研修を実施する。

ウ 研修報告会の開催

イの研修終了後、研修成果を確認するための研修報告会を開催する。

エ 研修効果発現促進検討会の開催

本研修の効果発現をより高めるため、日本料理人、食関連事業者、学識経験者等を含めた有識者で構成する研修効果発現促進検討会を3回以上開催し、本研修の成果、効果、改善方策等を検討する。

オ 報告書の作成

アからエまでの取組内容や結果を取りまとめた報告書を作成する。

（補助対象経費）

調査員手当、旅費、謝金、賃金、本事業を実施するための人件費、通訳費、翻訳料、専門家指導活動費、海外渡航保険料、資料作成費、テキスト作成費、資料印刷費、研修に必要な食材等購入費、消耗品費、賃借料、通信運搬費、研修生の招へい費及び滞在に要する経費、研修生日当・旅費、報告書印刷費等

（2）日本料理の調理技能認定推進支援事業

日本料理に関して適切な知識・技能を有する海外の日本食料理人を育成し、海外における日本食・食文化と日本産農林水産物・食品の魅力の適切かつ効果的な発信に向けて、海外の外国人日本食料理人のうち日本料理の知識及び調理技能（以下「調理技能」という。）が一定のレベルに達した者を認定する取組の適切かつ効果的な運用、管理、普及等を図るため、以下の全ての取組を実施するものとする。

ア 運用・管理等の実施

調理技能を認定する取組を適切に運用・管理し、かつ、イ及びウの事業を円滑に実施するための体制を構築し、調理技能が認定された者の増加及び活用を図るための検討等を行う。

イ 講習会・PRの実施

調理技能を認定する取組を一層促進するため、調理技能を認定する取組のために必要となる講習会や、認知度向上のためのイベントの開催、広報活動等を実施する。

ウ 報告書の作成

ア及びイの取組内容や結果を取りまとめた報告書を作成する。

(補助対象経費)

調査員手当、旅費、謝金、賃金、本事業を実施するための人件費、海外渡航保険料、通訳費、翻訳料、資料作成費、テキスト作成費、資料印刷費、消耗品費、賃借料、会場設営費、会場装飾費、食材等購入費、通信運搬費、輸送費、広報普及費、報告書印刷費等

2 日本食・食文化の発信拠点拡大事業

海外における日本食・食文化の発信拠点の拡大・活用による日本産農林水産物・食品の輸出促進に向けて、日本産食材を積極的に使用する海外の飲食店や小売店を、日本産食材サポーター店として認定する取組の適切かつ効果的な運用、管理、普及等を図るため、以下の全ての取組を実施するものとする。

(1) 運用・管理等の実施

日本産食材サポーター店認定の取組を適切に運用・管理し、かつ、(2)及び(3)の事業を円滑に実施するための体制を構築し、日本産食材サポーター店の増加及び活用を図るための検討等を行う。

(2) 日本産食材サポーター店のPRの実施

海外に対して日本産食材の魅力を伝えるためのシンポジウムの開催や日本産食材を活用した料理の試食及びパンフレットの配布等を行い、日本産食材サポーター店の認知度向上及びその認定数の拡大を図るための取組を効果的に実施する。

(3) 日本産食材サポーター店実態調査の実施

日本産食材サポーター店を対象に、日本産食材の使用状況等の実態について調査を行う。

(4) 報告書の作成

(1)から(3)までの取組内容や結果を取りまとめた報告書を作成する。

(補助対象経費)

調査員手当、旅費、謝金、賃金、本事業を実施するための人件費、海外渡航保険料、通訳費、翻訳料、資料作成費、資料印刷費、消耗品費、賃借料、会場設営費、会場装飾費、通信運搬費、食材等購入費、輸送費、広報普及費、報告書印刷費等

本事業の実施期間は、平成31年度から令和2年度までとする。

第5 採択基準等

実施要綱第4の採択基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業実施計画が、事業の目的に照らし適切なものであり、かつ、事業の確実な遂行が見込まれるものであること。
- (2) 事業実施計画において、事業の成果目標が明記されており、かつ、適切な効果検証が行われることが見込まれるものであること。
- (3) 事業実施主体が事業の実施及び会計手続を適正に行い得る体制を有していること。
- (4) 事業費について、適正な資金調達が可能であること。

第6 事業の成果目標

事業実施主体は、実施する事業を通じて、日本産農林水産物・食品の輸出拡大に貢献していることを検証できる成果目標を設定することとする。

第7 事業実施手続

1 事業実施計画の作成及び承認

事業実施計画は、別記様式2により作成し、食料産業局長に承認申請するものとする。ただし、事業実施計画の変更（2の重要な変更に限る。）又は中止若しくは廃止の承認申請については、交付要綱第8の変更等承認申請書の提出をもって、これに代えることができる。

なお、別記様式2に添付すべき資料であって、既に本事業の公募要領に基づき提出のあった資料と重複するものは、その添付を省略できる。

2 事業実施計画の重要な変更

実施要綱第5の2の食料産業局長等が別に定める重要な変更は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業の内容の追加又は削除
- (2) 事業目的の変更
- (3) 交付要綱別表1の日本食・食文化の魅力発信による日本産品海外需要拡大事業の項の重要な変更の欄に掲げる変更
- (4) 3により委託する事業の新設又は内容の変更

3 事業の委託

事業実施主体は、他の者に本事業の一部を委託して行わせる場合には、次に掲げる事項を事業実施計画の別記様式2の別添「第1 総括表」における「事業の委託」の欄に記載することにより食料産業局長の承認を得るものとする。

委託して行わせる範囲は、事業費の2分の1を超えてはならない。ただし、本事業のうち、海外で実施する事業等の遂行に当たり、特殊な知識を必要とするなどのやむを得ない事情があると認められる場合には、事業の主たる部分（事業における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等）を除き、この限りでない。

- (1) 委託先が決定している場合は、委託先名

（２）委託する事業の内容及びそれに要する経費

第８ 事業実施状況等の報告

事業実施主体は、実施要綱第７の規定に基づき、事業終了後速やかに事業実施計画（別記様式２）に準じて事業実施結果に係る報告書を作成し、事業の一環として作成した報告書を添付の上、食料産業局長に提出するものとする。ただし、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号）第６条第１項の規定に基づく実績報告書の提出をもって、これに代えることができる。

第９ 補助金遂行状況の報告

交付要綱第12に定める補助金遂行状況の報告については、補助金の交付決定に係る年度の12月末日現在において補助金遂行状況報告書を作成し、翌月末までに正副２部を食料産業局長に提出するものとする。

ただし、交付要綱第11の規定に基づき概算払を受けようとする場合には、交付要綱別記様式第６号の概算払請求書の提出をもって、これに代えることができる。

第10 特許権等の帰属

本事業を実施することにより、特許権、特許を受ける権利、実用新案権、実用新案登録を受ける権利、商標権、意匠権、意匠登録を受ける権利、著作権、回路配置利用権、回路配置利用権の設定の登録を受ける権利及び育成者権（以下「特許権等」という。）が発生した場合には、その特許権等は事業実施主体に帰属するが、特許権等の帰属に関し、次の条件を遵守するものとする。

- （１）本事業において得た成果物に関して特許権等の出願又は取得を行った場合には、その都度遅滞なく食料産業局長に報告すること。
- （２）国が公共の利益のために特に必要があるとしてその理由を明らかにして当該特許権等を利用する権利を求める場合には、無償で当該権利を国に許諾すること。
- （３）当該特許権等を相当期間活用していないと認められ、かつ、当該特許権等を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、国が特許権等の活用を促進するために特に必要があるとしてその理由を明らかにして当該特許権等を利用する権利を求めるときは、当該権利を第三者に許諾すること。
- （４）本事業期間中及び本事業終了後５年間に於いて、事業実施主体及び本事業の一部を受託する団体は、本事業の成果である特許権等について、国以外の本事業の第三者に譲渡し、又は利用を許諾するときは、事前に食料産業局長と協議して承諾を得ること。

なお、事業実施主体と当該事業の一部を受託する団体との間における事業成果の取扱いについては、あらかじめ両方で協議・調整を行うこと。

第11 留意事項

- １ 事業実施主体は、事業を実施する都市の日本食レストランや日本企業等との連携により、事業効果を高めるよう工夫を行うこと。

また、事業の実施に当たっては参加者の募集を行うなど幅広い事業者の参加が可能となるように努めること。

- 2 事業実施主体は、事業遂行に当たり、「農林水産業の輸出力強化戦略」（平成28年5月農林水産業・地域の活力創造本部取りまとめ）を考慮するとともに、他の日本食・食文化を普及する取組との連携を図り、それぞれの事業が相乗効果を発揮できるよう努めること。

また、事業の実施に当たっては、事業実施後に日本産農林水産物・食品の輸出促進に繋がる取組となるよう、海外において日本産農林水産物・食品を取り扱う流通事業者等と連携すること。

- 3 事業の中で制作した情報コンテンツ等については、事業終了後も、農林水産省においてウェブ等で情報発信を行うこととして、その提供を求めた場合には、農林水産省に対する無条件での提供に協力すること。
- 4 事業実施主体は、本事業の実施により知り得た情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に従って取り扱うものとする。

第12 海外の付加価値税に係る還付金の納付

事業実施主体は、事業終了後に手数料等を上回る還付額が見込まれるときは、付加価値税の還付手続を速やかに行い、手数料等を除いた還付額に係る国費相当額を国庫に納付するものとする。

また、他の事業等と合算して付加価値税の還付手続を行う場合であっても、手数料等を除いた還付額に係る国費相当額を国庫に納付するものとする。

第13 その他

本事業の実施により収入が発生した場合には、当該収入を本事業に係る経費から差し引いて以下のとおり補助金額を計算するものとする。

第3の取組により収入が発生した場合には、以下の計算式により補助事業実施に係る経費から差し引いて、補助金額を申請するものとする。

（「補助対象経費」－（「補助事業実施により発生した収入」－「補助事業実施に要した補助対象外経費」））×補助率

附 則

- 1 この要領は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 食文化発信による海外需要創出加速化事業実施要領（平成30年3月30日付け29食産第5557号農林水産省食料産業局長通知）は廃止する。
- 3 2による廃止前の要領により平成30年度までに実施した事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要領により実施した事業については、なお従前の例による。

別記様式 1（第 2 関係）

番 号
年 月 日

食料産業局長 殿

所 在 地
団 体 名
代表者の役職及び氏名 印

特 認 団 体 承 認 申 請 書

- 1 事 業 名
- 2 団体の名称
- 3 主たる事務所の所在地
- 4 代表者の役職名及び氏名
- 5 設立年月日
- 6 事業年度（ 月～ 月）
- 7 構成員

名称	所在地	代表者 氏名	大企業・中 小企業の別	従業員 数	資本金	年間 販売額	主要事業	備考

（注）生産者団体等については、これに準じた様式とすること。

- 8 設立目的
- 9 事業実施計画の内容
- 10 特記すべき事項
- 11 添付書類
 - （1）定款、組織規程、経理規程等の組織運営に関する規程（又はこれに準ずるもの）並びに総会等で承認されている直近の事業計画及び収支予算等
 - （2）新たに設立された団体にあつては、設立に関する関係者の協議・調整等を示す書類（設立総会資料、設立総会議事録等）
 - （3）その他参考資料

別記様式 2（第 7 関係）

番 号
年 月 日

食料産業局長 殿

所 在 地
団 体 名
代表者の役職及び氏名 印

令和〇〇年度日本食・食文化の魅力発信による日本産品海外需要拡大事業実施計画
の承認（変更、中止、廃止の承認）申請について

農林水産物・食品輸出促進対策事業実施要綱（平成28年 4 月 1 日付け27食産第5412号農
林水産事務次官依命通知）第 5 の 1（注 1）の規定に基づき、関係書類（注 2）を添えて、
承認（変更、中止、廃止の承認）を申請する。

（変更理由）

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇（注 3）

（中止、廃止の理由）

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇（注 4）

（注 1）変更、中止、廃止の承認申請の場合は、「第 5 の 2」とする。

（注 2）関係書類として別添を添付すること。

（注 3）変更承認申請の場合には、事業の変更の理由を記載し、承認通知があった事業実
施計画の事業の内容等と容易に比較対照できるよう、事業実施計画の変更部分を二
段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記入すること。ただし、事業内容のうち当
該変更の対象外となるものについては省略する。

（注 4）中止又は廃止の場合には、事業の中止又は廃止の理由を記載すること。

（注 5）事業実施結果報告書として本様式を使用する場合には、件名を「令和〇〇年度日
本食・食文化の魅力発信による日本産品海外需要拡大事業実施計画の実施結果の報
告について」とし、別添には実績を記載すること。

(別添)

第 1 総括表

事業種類	事業細目	事業費	負担区分		事業の委託	備考
			国庫補助金	事業実施主体		
		円	円	円	委託する事業の内容及びそれに要する経費	
合 計						

(注) 1 事業種類は、交付要綱別表 1 の区分により記入すること。

2 事業細目は、交付要綱別表 1 の日本食・食文化の魅力発信による日本産品海外需要拡大事業の項の経費の欄により記入すること。

第2-1 日本食・食文化普及の人材育成支援事業のうち、日本食・食文化普及人材育成支援事業実施計画

1 事業実施主体の概要

- (1) 設立目的
- (2) 設立年月日
- (3) 主たる業務の内容
- (4) 事業担当者連絡先
 - ① 所属、役職名及び氏名
 - ② 所在地
 - ③ 電話番号及びFAX 番号
 - ④ E メールアドレス

2 事業目的

3 事業目標等

(1) 事業目標

※事業目標の欄には、達成すべき定量的な成果目標等を記載すること。

(例) 本事業による研修を修了した海外の外国人日本食料理人が、自らが勤務する飲食店等において使用する日本産食材の品目を、事業実施終了後2年以内に30%以上増加とする。

(2) 事業成果・効果の検証方法

(3) 事業成果（事業目標に対する事業の取組実績を記載）

4 事業実施体制図（連携又は委託を行う団体があればその名称、概要及び事務処理体系も記載）

5 事業実施スケジュール（主な事業の開催時期、開催地、主な内容を記載）

6 事業内容

(1) 研修生の選考（選考時期、選考対象者・対象国、選考内容・選考方法、研修生数等を具体的に記載）

(2) 研修の実施等

① 集団研修の実施（実施時期、実施場所、実施内容・実施方法等を具体的に記載）

② 日本料理店等での研修の実施（実施時期、実施場所、実施内容・実施方法等を具体的に記載）

(3) 研修報告会の開催（実施時期、実施場所、実施内容・実施方法等を具体的に記載）

(4) 研修効果発現促進検討会の開催（実施時期、実施場所、実施内容・実施方法等を具体的に記載）

(5) 報告書の作成（作成部数、配布先等を記載）

第2-2 日本食・食文化普及の人材育成支援事業のうち、日本料理の調理技能認定推進支援事業実施計画

1 事業実施主体の概要

- (1) 設立目的
- (2) 設立年月日
- (3) 主たる業務の内容
- (4) 事業担当者連絡先
 - ① 所属、役職名及び氏名
 - ② 所在地
 - ③ 電話番号及びFAX 番号
 - ④ E メールアドレス

2 事業目的

3 事業目標等

(1) 事業目標

※事業目標の欄には、達成すべき定量的な成果目標等を記載すること。

(例) 令和2年度末までに日本料理の調理技能認定制度の認定者を1,700名以上とする。

(2) 事業成果・効果の検証方法

(3) 事業成果（事業目標に対する事業の取組実績を記載）

4 事業実施体制図（連携又は委託を行う団体があればその名称、概要及び事務処理体系も記載）

5 事業実施スケジュール（主な事業の開催時期、開催地、主な内容を記載）

6 事業内容

- (1) 運用・管理等の実施（実施時期、実施体制、実施内容等を具体的に記載）
- (2) 講習会・PRの実施（実施時期、実施場所、実施内容・実施方法・実施規模等を具体的に記載）
- (3) 報告書の作成（作成部数、配布先等を記載）

第 2－3 日本食・食文化の発信拠点拡大事業実施計画

1 事業実施主体の概要

- (1) 設立目的
- (2) 設立年月日
- (3) 主たる業務の内容
- (4) 事業担当者連絡先
 - ① 所属、役職名及び氏名
 - ② 所在地
 - ③ 電話番号及びFAX 番号
 - ④ E メールアドレス

2 事業目的

3 事業目標等

(1) 事業目標

※事業目標の欄には、達成すべき定量的な成果目標等を記載すること。

(例) 令和 2 年度末までに日本産食材サポーター店認定制度の認定店を6,000店舗以上とする。

(2) 事業成果・効果の検証方法

(3) 事業成果（事業目標に対する事業の取組実績を記載）

4 事業実施体制図（連携又は委託を行う団体があればその名称、概要及び事務処理体系も記載）

5 事業実施スケジュール（主な事業の開催時期、開催地、主な内容を記載）

6 事業内容

- (1) 運用・管理等の実施（実施時期、実施体制、実施内容等を具体的に記載）
- (2) 日本産食材サポーター店のPRの実施（実施時期、実施場所、実施内容・実施方法・実施規模等を具体的に記載）
- (3) 日本産食材サポーター店実態調査の実施（実施時期、実施場所、実施内容・実施方法・実施規模等を具体的に記載）
- (4) 報告書の作成（作成部数、配布先等を記載）